

40企局第1597号
昭和40年9月20日

通商産業局長 殿

通商産業省企業局長

前払式割賦販売における解約返戻金の早期返還の実施勧行について

上記の件については、かねてから、昭和39年10月16日付け「前払式割賦販売の問題点とその対策」および昭和40年7月29日付け「前払式割賦販売業者に対する指導方針等」により指導を行なってきたところですが、前払式割賦販売の中心を占める一部の業種においては、いまだその趣旨が徹底していないように見えられます。

このような事態が消費者保護の見地からみて極めて好ましくないことに鑑がみ、今般、前払式割賦販売における解約返れい金の返還時期について、下記のとおり定めましたので、貴局管内の登録割賦販売業者であって未だ早期返還を実施していないものに対し、指導方をお願いします。

記

1. 解約返れい金は、解約後3箇月以内のできるだけ早い時期に返還することを原則とする。
2. ただし、賦払経過期間が12箇月以内の場合であって、上記期間内に解約返れ

い金を返還することが困難なものについては当分の間、解約返れい金は、解約後 6箇月以内のできるだけ早い時期に返還することとする。

3. 本措置は、昭和40年10月1日から実施することを目途とするが、必要があれば、1箇月以内の範囲で猶予期間を置くことができるものとする。
4. 本措置は、実施日以降の新規契約について適用する。